

(3) 処理に注意を要する 廃棄物について

水銀使用製品産業廃棄物

- ▶ 水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物になったもの。
(廃棄物処理法施行規則7条の2の4)

水銀使用製品産業廃棄物は平成29年10月1日から処理基準が強化されています。

- ▶ 他の廃棄物と区分して収集運搬及び保管を行うこと。
- ▶ 収集運搬中に破碎しないような方法をとること。
- ▶ 安定型埋立処分場への埋立禁止。



処理委託する場合、水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う許可を持つ処理業者に依頼してください。

参考:大阪市内で処理が可能な業者については下記ページにおいて、水銀使用製品産業廃棄物処分業者名簿を掲載しております。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009245.html>

新型コロナウイルス関連

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物(例)

発生場所	主な廃棄物(具体例) 【廃棄物の区分】	特徴
①家庭及び事業所 (②医療関係機関等を除く)	感染者の生活系廃棄物(感染者の呼吸器系分泌物(鼻水、痰等)が付着したマスクやティッシュ、食事などの際に利用した使い捨ての食器、排泄物が付着したおむつ、し尿等) 【一般廃棄物/産業廃棄物】	・ 家庭及び事業所は、医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物処理法に定められた感染性廃棄物(特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物)が排出される施設には該当しない。
②医療関係機関等※1	新型コロナウイルス感染症の診断、治療、検査等に使用された医療機材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブル製品(ピンセット、注射器、カテーテル類、輸液点滴セット、手袋等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ・し尿等	・ 当該廃棄物の感染性の有無は「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」※2に示された判断基準に基づいて行う。

※1「医療関係機関等」: 病院、診療所(保健所等含む)、介護老人保健施設、動物の診療施設など

※2「感染性廃棄物処理マニュアル」: <https://www.env.go.jp/content/000044789.pdf>

廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和2年9月(令和3年6月一部改訂)環境省)から引用

ごみ出し時の注意点 ※事業所も共通

環境省 チラシ
抜粋

新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方

— 家庭ごみを出すときに心がける5つのこと —

その1 ごみ袋は
しっかり縛って
封をしましょう!

ごみが散乱せず、
収集運搬作業において
ごみ袋を握りやすく
なります。



その2 ごみ袋の
空気を抜いて
出しましょう!

収集運搬作業において
ごみ袋を運びやすくし、
収集車での漏れを
防止できます。



その3 生ごみは
水切りを
しましょう!

ごみの量を
減らすことが
できます。



その4 普段から
ごみの減量を
心がけましょう!

購入した食品は食べきるなど、ごみを出さない
ことも大切です。家庭での食事機会が増える中、
料理を楽しみながら、できることがあります。
環境省の「食品ロスポータルサイト」
をご覧ください。▶▶▶



その5 自治体の
分別・収集ルールを
確認しましょう!

転大ごみの持ち込みを停止している場合や、
資源物の分け方・出し方が
普段と異なる場合があります。
また、マスクなどごみの扱い捨ては
絶対にやめましょう。



新型コロナウイルスなどの感染症の感染者又はその疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方がご家庭にいらっしゃる場合、
鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下のことを心がけてごみを出しましょう。

**①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、
いっぱいにならない
ようにしましょう!**

ごみは、いっぱいになる前に
早めに出しましょう。



**②ごみに直接触れることの
ないように、しっかり縛って
出しましょう!**

ごみは、空気を抜いてから
しっかり縛って出しましょう。
万一、ごみ袋の外側に触れた
場合や、袋が破れている場合は、
ごみ箱を二重にしてください。



**③ごみを捨てたあとは
しっかり手を
洗いましょう!**

石けんを使って、
流水で
手をよく
洗いましょう。



ごみ出し時の注意点 ※感染性廃棄物

環境省 チラシ 抜粋

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ 新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も
他の感染性廃棄物と同様に処理可能です（※）。

※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。

**消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに
廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう**

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いします。

**感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に
梱包しましょう**

容器は、密閉できる、収納しやすい、損傷しにくいものであって、
感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の 鋭利なもの	②血液等の液状または 泥状のもの	③血液等が付着した ガーゼ等再利用しないもの
耐貫通性 のある 堅牢な容器	漏洩しない 密閉容器	丈夫なプラスチック製の二重使用 または、 堅牢な容器
 例：プラスチック製容器		 例：プラスチック袋（二重使用）/段ボール容器（内袋使用）

※ ①～③を一緒に梱包する場合は、耐貫通性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

家電リサイクル法

【対象機器】

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

※家庭用に製造された製品が対象

※事業所で使用されたものも対象になる。

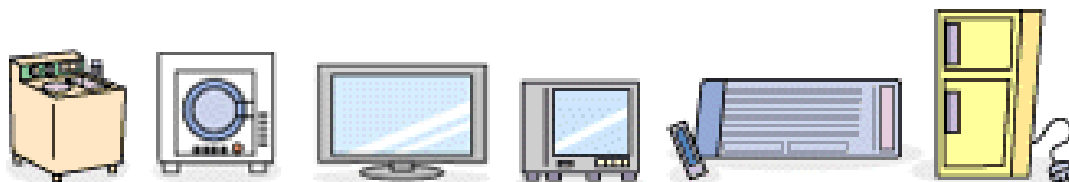
対象品かわからないときは、下記サイトで確認ください。

一般財団法人家電製品協会HP

<https://aeha-kadenrecycle.com/business/>

【目的】

廃家電製品の処理工程における、鉄、アルミ、ガラスなどの有用な資源の回収率の向上や、環境への負荷（ヒ素やフロン等の排出）の防止。（製造メーカーも処理に関与）



家電リサイクル対象品目の廃棄方法

【家電リサイクル券を利用する方法】 ※推奨

- ①買い替えの場合は、新しい製品の購入店に依頼する。
- ②処分のみの場合で、過去の当該製品の購入先がわかる場合は当該購入店に依頼する
- ③郵便局等で家電リサイクル券を購入し、必要事項を記入後、近くの指定取引場所に運搬する。

※最寄りの指定取引場所は(一財)家電製品協会家電リサイクル券センターのHPで検索

<http://www.e-map.ne.jp/p/rkcsymap/>

※①②の方法を利用する場合は、マニフェストの運用は不要。

③の方法を利用する場合で**指定取引場所までの運搬を他者に委託する場合のみ**、指定取引場所までの**運搬中のみ**マニフェストの運用が必要

家電リサイクル対象品目の廃棄方法

【家電リサイクル券を利用しない方法】

④適正な処理を行うことができる産業廃棄物処分業者 **※** に処理を委託する。**(マニフェストの運用が必要)**

※ 廃家電製品を構成する廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずの許可を有することはもちろんのこと、処理工程において、鉄、アルミ、ガラスなどの有用な資源の回収率や、環境への負荷(ヒ素やフロン等の排出)の防止の観点から、対応可能な業者は限られますので、実際の処理委託前に検討している処分業者の許可を担当している自治体に、適正処理が可能な業者に該当するかについて確認をお願いします。

その他、詳細については一般財団法人家電製品協会のHPを参考にしてください。
<https://aeha-kadenrecycle.com/business/>

フロン排出抑制法

【対象機器】 **※通常の使用時の管理方法等についても規定**

業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵庫

※温室効果ガスを含む機器

【廃棄時の注意点】

都道府県の登録を受けた「第一種フロン類充填回収業者」によりフロンガスの回収をした上で、産業廃棄物として処理をする。

詳細は下記、大阪府HPを確認してください！！

フロン排出抑制法の概要

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/furon2/kaiseifuron.html>

フロン回収抑制法に関すること

※第一種フロン類充填回収業者の名簿の掲載あり

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/furon2/index.html>

火災の原因となる産業廃棄物

▶ リチウムイオン電池

- ▶ 破損・変形により、発熱・発火の危険性が高い。
 - ▶ 不適切な残留や混入を防ぐ必要がある。
 - ▶ リチウム電池は他の廃棄物と分別して処理委託。
- ※電池一体型の製品は無理に分解せず、そのまま処理委託。

【参考】一般社団法人JBRC <https://www.jbrc.com/general/type/>

▶ スプレー缶・カセットボンベ

廃棄までに以下の対策を講じた上で、金属くず及び廃プラスチック類の許可を有する産業廃棄物処理業者に処理委託する。

- ▶ 製品を最後まで使い切る。
- ▶ 充填物が残っていないか確認する。(缶を振って確認)
- ▶ ガス抜きキャップがあるものは、風通しの良い屋外で出し切る。

一般社団法人日本エアゾール協会 <https://www.aiaj.or.jp/exhaust.html>

(4) PCB廃棄物について

PCB廃棄物

▶ ポリ塩化ビフェニル(PCB)

絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサー等幅広い用途に使用

昭和29年 国内生産開始

昭和43年 カネミ油症事件発生。PCB毒性社会問題化

昭和47年 製造中止、適正保管義務

平成13年 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)」公布施行



高圧コンデンサー



高圧トランス



安定器

PCB廃棄物の分類と代表例

高濃度PCB廃棄物

①高圧トランス・コンデンサ類

高圧トランス、高圧コンデンサ、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、変成器、開閉器、遮断機、整流器等

②安定器、照明用コンデンサ

蛍光灯安定器、水銀灯安定器、
小型電気器等

③PCB汚染物（高濃度）

低濃度PCB廃棄物

①低濃度PCB汚染廃電気機器等

トランス・コンデンサ等、
再生油使用柱上トランス、OFケーブル

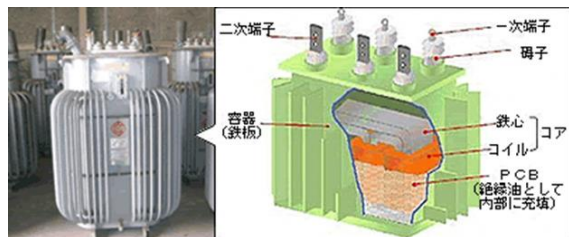
②PCB汚染物（低濃度）、 低濃度PCB含有廃棄物

廃油、ウエス、汚泥、感圧複写紙等

照明用安定器は高濃度のみ！！

PCB廃棄物の具体例（製造年による目安）

《トランス》



昭和28年から
(1953年)

昭和47年まで
(1972年)

平成6年から
→ (1994年)

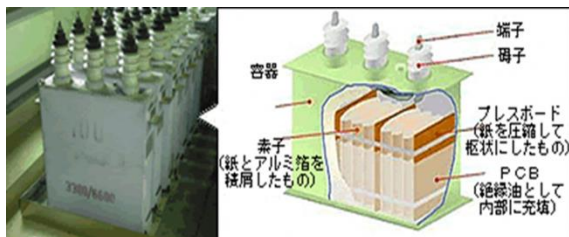
高濃度PCB

低濃度PCB

非PCB※

※絶縁油の入替等が行われていない場合に限る

《コンデンサ》



昭和28年から
(1953年)

昭和47年まで
(1972年)

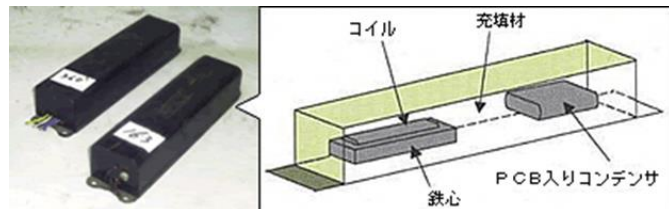
平成3年から
→ (1991年)

高濃度PCB

低濃度PCB

非PCB

《安定器》



昭和32年1月から昭和47年8月まで
(1957年) (1972年)

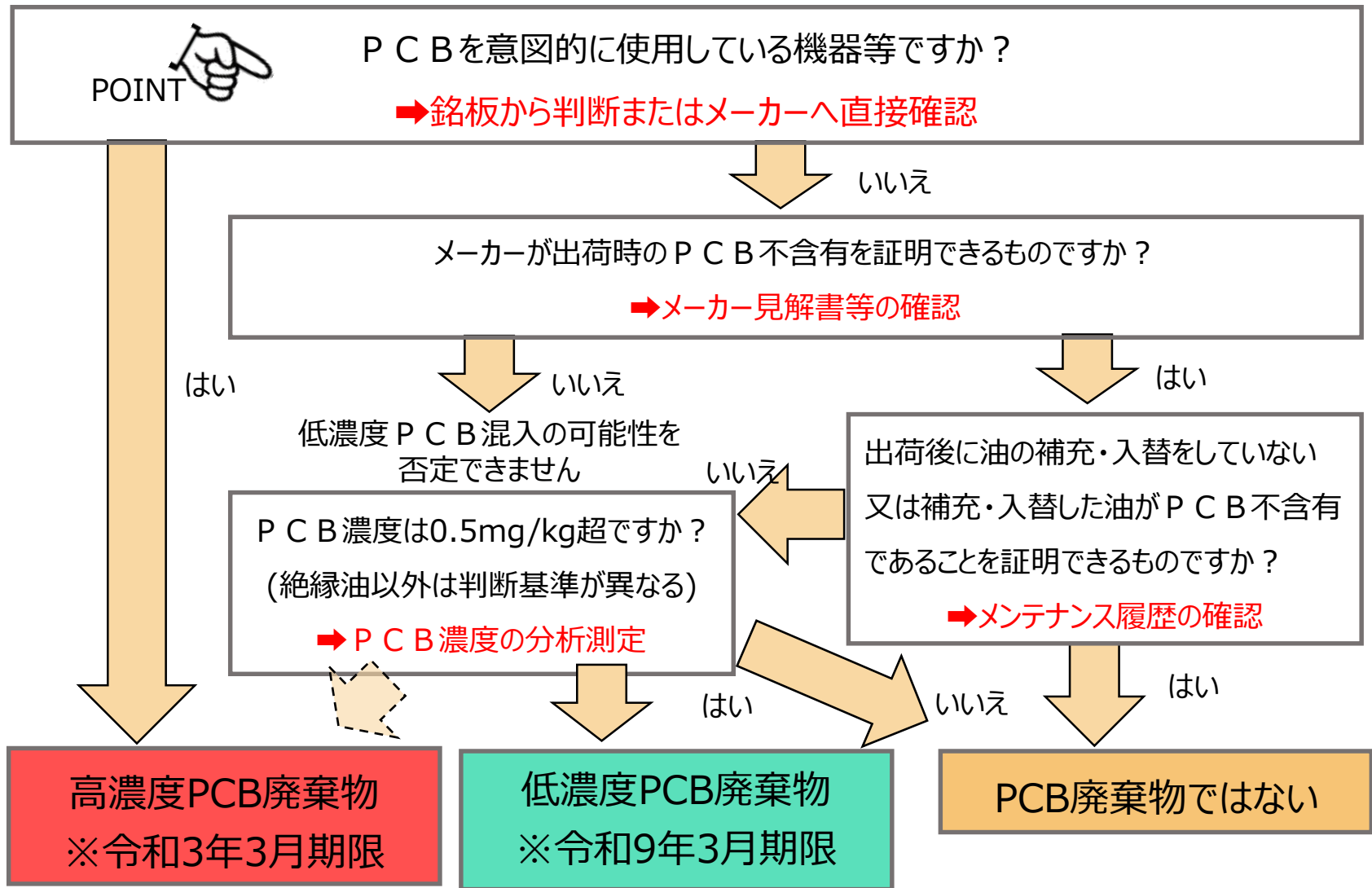
高濃度PCB

非PCB

※ただし、昭和52年3月までに建築・改修された建物に使用されている場合がある。

照明用安定器は高濃度のみ！！

PCB廃棄物の確認手順



万が一、「高濃度PCB廃棄物」が新たに発見された場合は、
産業廃棄物規制グループ(06-6630-3367)まで連絡ください！！

高濃度PCB使用安定器の設置場所

※経済産業省HPより

PCB使用安定器を使用した照明器具

(昭和32年1月～昭和47年8月までに製造された、以下の器具の一部に使用)



※日本照明工業会HPより

- 昭和51年(1976年)10月までに建築・改修された建物には、PCB使用安定器が使用された可能性があります。
- 日本照明工業会は、昭和52年3月までは、対象機器として扱うことが望ましいとしています。
- ※ 蛍光灯器具は、磁気式安定器が対象です。インバータ(電子)式安定器には、PCBは使用されておりません。
- ※ また、一般家庭用の蛍光灯器具にはPCBは使用されていません。

※ 日本照明工業会の下記URLをご参照ください。

<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

照明用安定器は高濃度のみで、処理期限(令和3年3月)を過ぎているので特に注意が必要！！

その他のPCB廃棄物

X線発生装置、昇降機等の非自家用電気工作物

- ・ X線発生装置、溶接機及び昇降機(エレベーター、エスカレーター)の制御盤に高濃度PCB含有コンデンサ・絶縁油が使用されている可能性あり。
- ・ 昭和55年(1980年)までに製造・販売されたもの
(昭和55年以降に交換したものには高濃度PCBはない)

【参考】 ※PCB廃棄物に関する情報が掲載されております。
PCB廃棄物の適正処理について(大阪市HP)

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000132932.html>

低濃度PCB廃棄物早期処理情報サイト(環境省HP)

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/>

お問い合わせ先

大阪市環境局 環境管理部
環境管理課 産業廃棄物規制グループ

住所：大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1
あべのルシアス13階

電話：06-6630-3284

今後とも本市廃棄物行政へのご協力を
よろしくお願いします。